

令和6年6月17日

国立研究開発法人理化学研究所
契約業務部

取引業者各位

令和6年度 契約の履行に関する留意事項

日頃より、当研究所の契約業務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度は、当研究所の第四期中長期目標期間（平成30年4月1日～令和7年3月31日）の最終年度となりますため、独立行政法人通則法等の規定により運営費交付金予算を翌年度以降に繰り越すことができません。

取引業者各位におかれましては、日頃より履行期限並びに工程の進捗に十分にご留意頂いているところではございますが、令和6年度末（令和7年3月31日）までに履行完了しない、または履行を完了する見込みがない場合には、契約を解除させて頂きますので、予めご承知おきください。また、場合によっては、契約違約金（契約金額の10%）を徴収することがありますことを申し添えいたします。

契約の履行に関して、問題等が生じた場合には、監督員及び契約担当者に遅滞なく報告くださいますよう、併せてお願いいたします。

以上